

○北杜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱

平成27年3月27日

告示第24号

改正 令和3年3月25日告示第29号

令和4年2月18日告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内中小企業者の海外販路拡大への取組を支援するため、技術や製品を展示し、又は商談を行う催し（以下「展示商談会」という。）等に要する経費に対し、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に本社を有する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の表のとおりとし、市長が予算の範囲内で交付するものとする。

補助事業	補助事業の内容	補助率	補助限度額	補助申請限度回数
海外展示商談会出展事業	海外で開催する展示商談会へ出展する事業	2/3以内	60万円	同一年度内において、1回限りとし、同一展示商談会への出展に係る申請は、3回を限度とする。
外国語版ウェブサイト制作事業	海外販路を開拓するための外国語版ウェブサイトを制作する事業	1/2以内	20万円	一事業者につき、1回を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助事業について、国、県等から補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業のうち、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

2 補助対象経費を外貨で支払った場合には、支払った日又はその前後の為替レートを証明する書類等を添付しなければならない。この場合において、円貨に換算した場合に1円未満の端数が生じた場合は、領収書ごとに1円未満を切り捨てた金額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市海外販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 企業概要書（様式第2号）

(2) 海外販路開拓支援事業計画書（様式第3号、様式第4号のうち該当するもの）

(3) 海外販路開拓支援事業収支予算書（様式第5号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申請を行うことができないものとする。

(1) 個人、法人又は団体（以下「法人等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」をいう。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに事業の目的及び内容並びに関係書類等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、北杜市海外販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査において、交付すべきでないとしたときは、北杜市海外販路開拓支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(計画変更の承認等)

第7条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、継承し、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、北杜市海外販路開拓支援事業計画変更承認申請書（様式第8号。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業の遂行過程において生じた事情変更により、事業内容が変更するもので軽微なもの

(2) 補助対象経費の経費区分間の金額の変更がいずれか低い方の金額の20パーセント以内の場合

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市海外販路開拓支援事業計画変更承認決定書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金額の増額は認めないものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに北杜市海外販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 海外販路開拓支援事業実績報告書（様式第11号又は様式第12号）
- (2) 海外販路開拓支援事業収支決算書（様式第13号）
- (3) 補助対象事業に係る領収書等の写し
- (4) 補助対象事業の実施状況が分かる写真（外国語版ウェブサイト制作事業は除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに北杜市海外販路開拓支援事業補助金交付確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助事業者は、前条の規定により通知を受けたときは、北杜市海外販路開拓支援事業補助金請求書（様式第15号）により速やかに市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(4) その他この告示に違反したと認められるとき。

(書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日告示第29号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	
	区分	内容
海外展示商談会 出展事業	輸送費	展示商談会に出展する製品、パンフレット等の輸送に要する経費、輸出入に要する諸経費、保険料。ただし、販売用商品の輸送費は対象外とする。
	会場費	出展料、展示に必要な工事費、備品使用料
	通訳費	出展、商談及び準備・撤収時の通訳に要する経費
	広報活動費	展示商談会において配布する外国語版の自社パンフレット・出展製品のパンフレット・カタログ・展示パネル等の作成、展示商談会で行う宣伝活動に要する経費
	旅費	海外への販路の開拓を目的として活動を行うための旅費（宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。）
	専門家謝金	出展に係るコンサルタント等の専門家への謝金
	その他	市長が補助事業の実施に必要かつ相当と認める経費
外国語版ウェブ サイト制作事業	ウェブサイト 制作委託料	外国語版ウェブサイトの各種コンテンツ・ページ制作費、検索エンジン新規登録費用。
	その他	市長が補助事業の実施に必要かつ相当と認める経費

（注意）補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。